

クローズアップ輸送業界

第30回 トラック新法施行前に整備しておきたい 「職種別人事評価表」の 作成ポイント



小山 雅敬（こやま まさのり）

大阪大学卒。都市銀行、シンクタンク、損害保険会社勤務後、株式会社コヤマ経営設立。運送業コンサル歴30年以上、指導企業数3千社超、講演・執筆多数。著書に『運送業経営相談室（日本法令）』『実例に基づくトラック運送業の賃金制度改革（日本法令）』。資格 中小企業診断士、日本物流学会正会員など

公正な評価の実施と処遇への反映が求められる「職種別人事評価表」

2025年6月11日に公布されたトラック新法により、「労働者の適切な処遇確保」が事業者には義務づけられました。法律の条文では「事業用自動車の運転者その他の労働者が有する「知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払い」その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする」と規定されており、公正な評価の実施と処遇への反映が求められています。また、その実施状況は3年以内に施行される予定の「運送業許可5年更新制」の更新審査基準にも入る見込みです。

1 作成する評価表の種類（整備・倉庫部門がある場合）

①運転職用 ②配車係用 ③事務職用 ④整備職用 ⑤倉庫職用 ⑥管理者用 以上の6種類

2 各職種の評価項目を設定する際の主なポイント

評価表	評価項目の設定ポイント
①運転職用	・無事故無違反の達成状況にウェイト（3割程度の配点） ・点検点呼やアルコール検査、デジタコ安全評価点などの良好度を評価 ・複数車両乗務、特殊作業遂行能力などの技能を加点評価 など
②配車係用	・運行効率の向上度合 ・運転職の労働時間遵守度、運行管理の記録整備度合、保有資格 など
③事務職用	・事務の正確さ、事務処理のスピード ・運転職など社内外とのコミュニケーション能力 など
④整備職用	・整備作業の技能、品質、スピード、保有資格 ・社内外とのコミュニケーション、整備内容を説明する能力 など
⑤倉庫職用	・作業の安全状況、正確さ、スピード、勤怠 など
⑥管理者用	・管理する部門の業績、安全達成状況、部下の育成状況、コンプライアンス など

3 共通の留意点

- 評価する項目は職種ごとに8項目程度に集約し、加点項目も含める。
- なるべく主観的な評価を避け、客観的に事実で評価できる項目に絞る。
- 知識・技能に関する評価項目を組み入れる。